

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年11月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400122号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400038号

第1 結論

請求者のA事業所における平成28年12月10日の標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

平成28年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和61年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年12月

請求期間にA事業所から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A事業所から提出された平成28年分給与所得に対する源泉徴収簿、同事業所の回答、並びに請求者から提出された請求期間を含む平成28年に係る給料明細書及び平成28年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、A事業所から34万円の標準賞与額に相当する賞与(34万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(3万909円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、請求者の陳述、A事業所の回答及びオンライン記録で確認できる請求期間前後の賞与支払年月日から、平成28年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。